

を唱へて漸進主義を排斥し致拳歸きまを漢に遂に保留と云つた。

然るに八月上旬左派の秋和松五郎は独断に労働農民党塔西支部を組織し自治會會員より自ら下他カ分子を包含せしめ、又これと前後して左派の自働支部本部幹部の財政不信の理由の下に會費不納同盟を組織した。

八月十四日の中央委員會は自働部會費滞納調査委員を拳下調査せしめ、目黒支部、橋田門支部、車庫支部、上富士前支部に於ては幹事の専断に屬し独り業平支部の干支部總會の決議による旨明瞭と云つた。於茲右派を以て大部分を占むる中央執行委員會は自働部除名の決意を以て八月三十一日の中央委員會の招集を見らるに至つた。

三、

除名當夜の議場の喧嘩は頗る除惡ふりしため官憲の注意により傍聴禁止裡に議事に入り先づ會費未納問題の報告を次で自働部除名に關する件を提出し、本部員馬場某提案理由説明の後會費滞納は

規約第二十七條第三項に於て反する故自働部を除名す」と議場に詔りたるに、新宿支部は臨時大會附議説、本部廣尾説明支部は即決説、三ノ輪支部は妥協説、討論終結採決の結果四十七封二十三票にて除名即決説勝ち、續いて本部より共産系個人除名の動議出で採決の結果四十七封二十三票にて可決され秋和(新宿)小林(大塚)室田(三ノ輪)藤尾(錦糸堀)の四名を除名し、後日本部書記田一郎を除名す、次に各支部の動議対策実行委員を拳下より拳、除名権を執行委員會に任ずること其の他を議して散會した。

如上の経過に關し自治會本部は左記の如き説明書を發表した。